

# 柏崎市立中通小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立中通小学校

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

## ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## ※ いじめ類似行為の定義（県条例第2条2項）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※以下、「いじめ」とは、いじめ及びいじめ類似行為と定義する。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、関係学級担任で早期対応にあたる。

## 3 いじめの未然防止の取組

### (1) わかる授業づくり

- ・「みずほの学び」に基づく学習ルールの徹底（時間を守る、授業中の姿勢の徹底）

- ・学習課題を明確に提示し、終末の振り返りで自己評価することを通して、自己有用感や達成感を味わうことができるようにする。
- ・「柏崎ステップ学びプラン」を活用し、授業の中で友達とかかわり、互いの意見を認め合う活動を積極的に取り入れ、学習を通して温かな人間関係を構築するとともに、児童一人一人に自己有用感を育む。

## (2) 道徳教育の充実

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように教育活動全体を通じて指導する。
- ・道徳科の時間においては、道徳的な課題を自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を推進し、自己を見つめ、多面的・多角的に考える力を育成する。
- ・9月の学習参観日における人権教育、同和教育の授業や12月人権強調週間に合わせた人権教育、同和教育の授業実践の紹介、保護者懇談会を通して、家庭と連携して道徳の実践力を育む。
- ・瑞穂中学校区共通指導計画をもとにした授業実践

## (3) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動における、学校・学級における生活向上の諸問題を主体的に話し合い、実践する力を育む。
- ・若葉班活動（掃除、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い等）を通して、異学年の交流を図り、思いやりの心を育む。
- ・6月と10月の新潟県いじめ見逃しゼロ強調月間に合わせた、生活指導部による互いを認め合う心を育む取組
- ・生活指導部による年間を通じたあいさつ運動や友だちのよいところを認める活動、ソーシャルスキルトレーニングの取組
- ・瑞穂中学校区「絆づくり集会」（いじめ見逃しゼロスクール集会）への参加（6年）
- ・来年度のスムーズな統合に向けて、統合校児童との関わりを築く交流学习

## (4) 体験学習の充実

- ・他者や自然・社会との直接的なかかわりを通して、コミュニケーション能力、生命畏敬の念、感動する心を養う体験活動を実施する。
- ・生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等での豊かな体験活動や、地域の方とかかわりを通して、社会性を育む。

## (5) 学級経営の充実

- ・学級活動や朝の会、帰りの会等に、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気付いたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- ・一人一人が活躍できる集団づくりを行う。

## (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を推進する。

# 4 いじめの早期発見のための取組

## (1) アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、学校生活アンケートを年3回実施する。

## (2) 教育相談の実施

- ・アンケート実施後、教育相談期間を設けて、全校児童を対象とした教育相談を行うとともに、気にな

る児童を対象としてさらに教育相談を実施する。

- ・定期的に児童情報交換会を行い、児童の様子について全職員で共通理解を図る。

### (3) 日記や連絡帳の活用

- ・学年便りや連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

## 5 いじめの早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援といじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ防止対策委員会を中核に、教育委員会と連携として以下の事項に留意し初期調査を実施する。
- ③ 必要に応じて警察との連携を図る。
  - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
  - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
  - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、予め調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
  - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

- いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
  - ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
  - ・ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
  - ・ いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合)
  - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

## 7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

### (1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

### (2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

4月のPTA総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

## 8 いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となって行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別紙 いじめ防止等のための年間計画（絆づくりプログラム）】

## 9 学校評価と基本方針の検討

### (1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

### (2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針について、いじめ防止のために機能しているかを常に評価し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な見直しを図る。

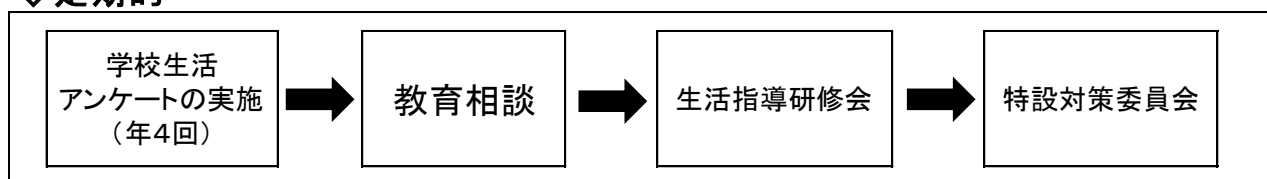
## 10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

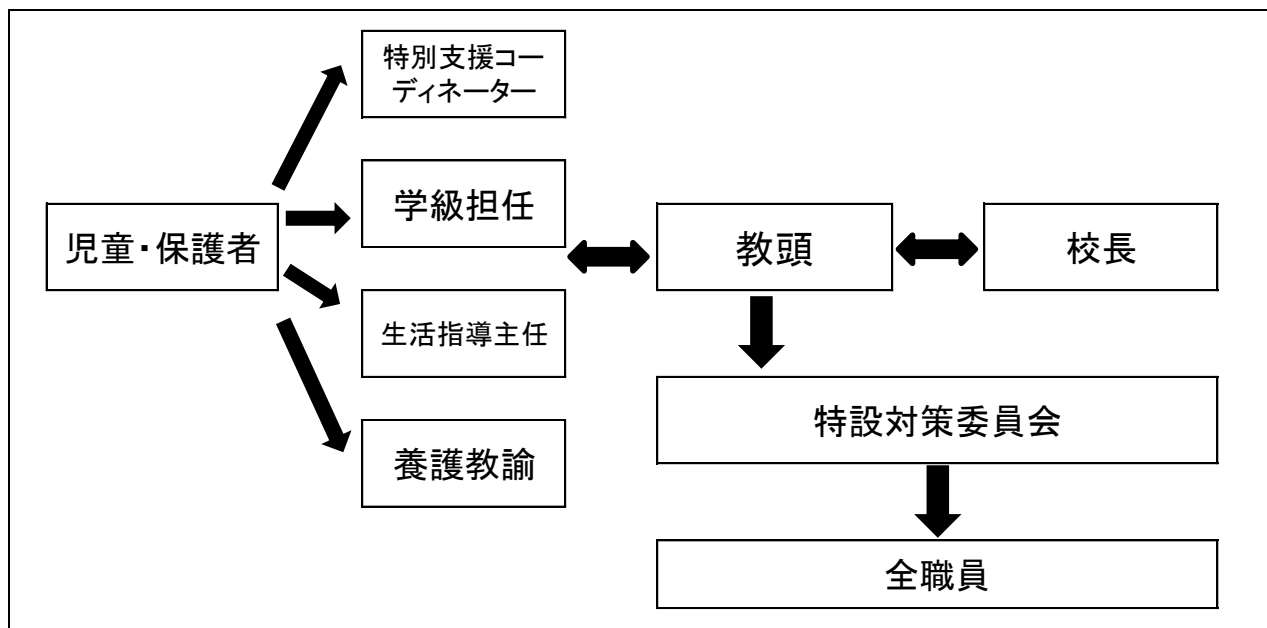
【策定】 平成27年2月7日

|      |           |            |           |           |
|------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 【改定】 | 平成28年4月1日 | 平成29年3月31日 | 平成30年3月9日 | 平成31年4月1日 |
|      | 令和2年4月1日  | 令和3年4月1日   | 令和4年4月1日  | 令和5年4月1日  |
|      | 令和6年4月1日  | 令和7年4月1日   |           |           |

◇定期的



◇常時



◇いじめの相談窓口

|                |                                   |              |
|----------------|-----------------------------------|--------------|
| 中通小学校          |                                   | 0257-28-2004 |
| 新潟県はいじめ相談      | 新潟はいじめ相談電話(24時間)                  | 025-285-1212 |
|                | 県教育委員会 青少年相談支援班<br>(平日8:30~17:15) | 0570-078310  |
| 県立教育センターはいじめ相談 | いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン                | 025-263-4737 |
|                | 県立教育センター教育相談                      | 025-263-9029 |
| 全国共通           | 24時間子どもSOSダイヤル                    | 0120-0-78310 |
| 法務局はいじめ相談      | みんなの人権110番 人権相談ダイヤル               | 0570-003-110 |
|                | 柏崎支局                              | 0257-23-5226 |
|                | 子どもの人権110番                        | 0120-007-110 |
|                | 女性の人権ホットライン                       | 0570-070-810 |
| 警察はいじめ相談       | 長岡少年サポートセンター                      | 0258-36-4970 |
|                | 柏崎警察署                             | 0257-21-0110 |
| 児童(生徒)相談所の相談   | 子ども・女性電話相談                        | 025-382-4152 |
|                | 長岡児童(生徒)相談所                       | 0258-35-8500 |